

質問書に対する回答

件名) 横浜新道 保土ヶ谷高架橋橋梁補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図 224 / 225 交通規制工図(3), (4)	車線規制Ⅰ×Ⅰ×Ⅰ×Ⅰ・AⅠおよび車線規制Ⅲ×Ⅰ×Ⅰ×Ⅰ・AⅠは、六浦第一高架橋の現地調査時の交通規制と考えてよいでしょうか。	そのとおりに考えください。
2	参考図-15/参考図-32	参考図-15/参考図-32に釜利谷第一高架橋へ出入りする工事用道路(参考図)が記されています。 本作業で使用する車両は全て工事用道路を使用すると考えられますが、「特記仕様書 P19 17.業務用プレート等に関する事項の業務用プレートに関する事項」には堀口能見台IC～朝比奈IC間の記載がないため、工事関係車両は全て通行料金を積上げればよろしいでしょうか。	特記仕様書17.業務用プレート等に関する事項に含まれる車両以外は、諸経費に含まれるものとお考えください。また、特記仕様書15-2建設副産物の活用等に記載している内容は、別途協議となります。
3	特記仕様書 P19 17.業務用プレート等に関する事項	第三京浜道路：都築IC～保土ヶ谷IC間、横浜横須賀道路：朝比奈IC～逗子IC間、前記2カ所以外の施工箇所では本線上の交通規制、本作業はないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりに考えください。
4	設計図80～95、167～181、214～217	「交通保安要員配置図及び交通誘導警備員数量」が記されておりますが、作業箇所ごとの想定されている規制回数をご教示ください。	設計数量を踏まえ、貴社の施工計画に基づきお考えください。
5	特記仕様書 P37 20-13 図面作成	六浦第一高架橋の現地調査においては割掛対象表参考内訳書にオーバーハング車と記載されておりますが、届かない範囲は現地盤から枠組み足場を施工し調査するという考えでしょうか。ご教示ください。	調査が必要な範囲は、オーバーハング車により可能な範囲を想定しています。

質問書に対する回答

件名) 横浜新道 保土ヶ谷高架橋橋梁補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
6	特記仕様書 P37 20-13 図面作成	現地調査対象部位について、「20-13-2 対象橋梁」に記載されている橋梁におけるコンクリート構造物の劣化損傷状況を確認する範囲は、現地盤より上部が対象部位と考えてよろしいでしょうか。	現地盤より上部において、第三者被害が想定される範囲や補修が必要とされる付近を想定しています。
7	参考図 川向高架橋 足場工図 (参考図) 参-3、下永谷高架橋 足場工図 (参考図) 参-13、釜利谷 第一高架橋 足場工図 (参考図) 参-16	川向高架橋、下永谷高架橋、釜利谷第一高架橋 足場工図 (参考図) において、側面足場 (高欄より上部に突出している部分) を設置する際に、本線の路肩規制が必要となった場合は協議の対象となると考えてよろしいでしょうか。	監督員が必要と認めた場合は協議の対象となります。